

教育政策における道德教育の理念と方法に関する考察

—戦後の道德教育政策の変遷を踏まえて—

押谷由夫（昭和女子大学）

はじめに

道德教育は、常に政治とのかかわりで議論される。道德教育は、人間の生き方に直接かかわる教育であり、国の在り方とも密接に関係するからである。教育において、政治的中立性が求められるのは、そもそも政治と教育は不可分の関係にあるからでもある。旧教育基本法には、そのことが明確に示されている（改正教育基本法にもその理念は当然受け継がれている）。

教育、とりわけ道德教育において政治的中立性が求められるのは、教育の理念や目標の追究において、政党の党利党略に左右されることなく、真摯に行われなければならないということである。その場合、政党の教育政策として提案されたことは、すべて党利党略として考えていいのか、という問題が出てくる。もしそのようにとらえられれば、政党において教育政策は一切出せないことになる。それでは、政党の役割は果たせない。

党の教育政策は当然教育の理念や目標の追究をもとに提案されているはずである。問題は、それが本当に教育理念や目標の追究において妥当なものであるかどうかである。その判断はきわめて難しいものもあるが、研究者の大きな役割は、その判断を行ううえで必要な研究とその政策に関する課題や問題点を提示していくことである。

我が国の教育政策は、国会で審議され政府が責任をもって遂行することになっている。中央官庁は、その執務を手伝うことになる。政府は、与党政権によって編成される。したがって与党の教育政策が多く反映されること

になることから、政府や中央官庁から出される教育政策は、常に与党の党利党略からなされているという批判が付きまとう。このジレンマをどう突き破っていくかが大きな課題でもある。

1 法律における道德教育に関する論争点

まず、法律における道德教育に関する論争点を見てみたい。

（1）道德教育は子どもたちの内面を侵害するものなのか

これは、旧教育基本法が制定されるときに人格の完成をめぐる審議の中で問われたことでもある。そもそも教育は、人間の形成を図るものであり、それは精神的な部分の陶冶を抜きには考えられない。知に関する教育も体に関する教育も結局は豊かな人間形成のために大切なのである。その人間形成の最も根幹に人格の育成がある。子どもたちの内面にかかわらない教育は人間教育とはいえない。

改正教育基本法では、人格の育成・錬磨が一層強調されている。また、その人格の育成・錬磨において大切なこととして、第2条に教育の目標を明記し、5点にわたって示している。1点目は知・徳・体の育成を述べている。そして2点から5点にわたっては、その根底となる人間として及び日本国民として生きていく上で大切な態度（道德的価値意識）が記されている。人格の基盤が道德的諸価値を統合した道德性にあることをはっきりと示して

いる。教育の目的である人格の育成・錬磨は、内面的な道徳的価値意識の覚醒なくしては不可能なのである。

(2) 道徳教育の良心の自由に違反するものなのか

次に、教育は良心の育成を目指すものであることは認めるとしても、良心の育成に最も影響を与える道徳的価値の指導を行う道徳教育は、良心の自由に違反するものであるという批判がある。これをどう押さえるか。

日本国憲法において、どうして良心の自由が保障されているのか。それは、国民一人一人が良心を主体的にはぐくんでいくために必要だからである。良心は育てられなければならないのである。

では、どうやって育てるのか。子どもたちは、自分で判断し行動する前に周りの環境によって良心の基礎をはぐくんでいる。そして、判断力がついてからも、その判断や行動基準は、周りの環境に影響される。

今日の子どもを取り巻く環境は、道徳的とはいえない。以前のような子どもが生活する中で自然と良心がはぐくまれる状況にはない。そのようなとき、良心の基礎となる道徳的価値意識を意図的にはぐくむことは、学校教育の義務であるといえよう。良心の自由の保障の問題は、道徳教育そのものにではなく、指導方法にあるといえよう。

2 戦後の道徳教育政策の歩みと課題

戦後の学校教育における道徳教育政策の歩みを見ると、大きく次の点を指摘できる。

- 1) 終戦直後の道徳教育政策—社会科を中心とした全教育活動での道徳教育
- 2) 「道徳の時間」の設置—昭和33年の学習指導要領の改訂
- 3) 道徳教育の大幅改訂（平成元年）—道徳の指導内容の再構成重点化、生活科

の新設（体験による道徳教育）

- 4) 『心のノート』事業—価値の共有化を図り、「一生の宝もの」を創る
- 5) 改正教育基本法の理念の具体化—平成20年の学習指導要領の改訂、道徳の時間を要とした全教育活動を通しての道徳教育

このような道徳教育政策の歩みをみると、人格の基盤となる道徳性の育成のために道徳的価値意識をいかにはぐくむかをめぐってさまざまな改革がなされていることがわかる。道徳性の育成は、子どもたちの生活する場全体で行われる。そのことをより確実なものにするためには、子どもたち自身の中に道徳性の基礎となる基本的な道徳的価値についての意識をはぐくむ必要がある。

道徳の時間は、そのために設けられているといえるが、道徳の時間で道徳的価値意識の覚醒をどのように行うのか、その意識をいかに日常的な生活や学習体験等と響き合わせていくのか、さらに、そのことを基に子どもたちが自らがいかに道徳性をはぐくんでいくのか、といったことが課題として挙げられる。

そしてまた、感化としての道徳教育を考えたときに、子どもたちの生活環境をいかに道徳的なものにしていくかといったことも大きな課題として挙げられる。

現在の道徳教育政策は、このような課題に正面から取組もうとしているととらえられる。8月に立ち上げられた「子どもの徳育に関する懇談会」の動向も踏まえて、特に次の観点から提案を行いたい。

- ①現代社会における人間としての生き方に関する課題
- ②道徳的風土の醸成—学校・家庭・地域連携—に関する課題
- ③道徳教育及び道徳の時間の理解に関する課題
- ④道徳教育の方法・評価に関する課題
- ⑤行政の支援に関する課題